

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(5)	(2)	(2)	(3)	(5)	(2)	(3)	(2)	(5)	(4)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
95%	95%	70%	50%	75%	65%	60%	60%	95%	95%

- 1 報道・取材の自由 正解 (5)
- (1) 正しい。枝文のとおり (最大決昭 44・11・26)。
- (2) 正しい。判例は、刑事事件における新聞記者の証言拒絶権を否定している (最大判昭 27・8・6)。
- (3) 正しい。枝文のとおり (国公法 100 条 1 項、109 条 12 号等)。
- (4) 正しい。枝文のとおり (最大決昭 44・11・26)。
- (5) 誤り。判例は、取材の手段・方法が、社会通念上是認することのできない態様のものである場合には、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるとしている (最決昭 53・5・31 外務省秘密漏洩事件)。
- 2 国会 正解 (2)
- (1) 正しい。枝文のとおり (憲法 41 条)。
- (2) 誤り。国会の会期は、2 種類でなく 3 種類 (常会、臨時会、特別会) である。
- (3) 正しい。枝文のとおり (憲法 59 条 2 項)。
- (4) 正しい。枝文のとおり (憲法 61 条・60 条 2 項)。
- (5) 正しい。枝文のとおり。この権限を国政調査権 (憲法 62 条) という。
- 3 秘密を守る義務 正解 (2)
- (1) 誤り。秘密を守る義務は、退職後も課されている (地公法 34 条 1 項)。
- (2) 正しい。枝文のとおり。懲戒処分の対象となり (地公法 29 条 1 項 1 号、2 号)、刑事罰の対象にもなる (地公法 60 条 2 号)。
- (3) 誤り。担当外の事項であっても、職務に関連して知り得た秘密は、守るべき義務の対象に含まれる。

- (4) 誤り。任命権者は、法律に特別の定めがある場合を除き、必ず許可を与えなければならない（地公法 34 条 3 項）。許可するかどうかは、任命権者の自由裁量ではない。
- (5) 誤り。「秘密を漏らす」とは、秘密に属する事項を広く一般に知らせる行為又は知らせるおそれのある行為の一切をいうので、枝文のような不作為も含まれる。

4 公務員の不法行為による国家賠償 正解 (3)

- (1) 誤り。公務員の不法行為による国家賠償における賠償責任の主体は、国又は公共団体である。
- (2) 誤り。賠償責任の主体が国又は公共団体であるという点は、公務員に重大な過失があるかどうかによって左右されない。
- (3) 正しい。公務中に交通事故を起こした警察官の行為が、違法性の要件を欠く場合には、国家賠償責任は生じない。
- (4) 誤り。交通事故を起こした警察官に故意又は重大な過失がある場合、求償されることがある（国賠法 1 条 2 項）。
- (5) 誤り。国賠法は、民法の規定が補充的に適用されることとしている（国賠法 4 条）。

5 正当防衛 正解 (5)

- (1) 正しい。枝文のとおり（最決昭 52・7・21）。
- (2) 正しい。責任能力者によって加えられた侵害行為も違法であり、これに対する正当防衛が成立する。
- (3) 正しい。枝文のとおり。「他人の権利を防衛するため」（刑法 36 条 1 項）。
- (4) 正しい。枝文のとおり。正当防衛は成立せず（最判昭 50・11・28）、過剰防衛となる。
- (5) 誤り。第三者には違法性がないから、その第三者に向けられた防衛行為は、緊急避難になることはあっても、正当防衛にはなり得ない。

6 責任能力 正解 (2)

- (1) 正しい。責任能力の意義については、枝文のとおり。
- (2) 誤り。責任能力は実行行為の時に存在することを要し、これを「行為と責任の同時存在の原則」という。
- (3) 正しい。枝文のとおり。
- (4) 正しい。枝文のとおり。

(5) 正しい。枝文のとおり。

7 事例と刑責

正解 (3)

甲、乙はAに対する関係で強盗致傷罪の刑責を負う（最判昭22・11・5）。強盗を共謀した甲、乙は、金員を強取するという1個の目的で同一の家屋内で同一の機会に家人A・Bに対して、それぞれ脅迫を加えているのであるから、その全体を包括して強盗致傷罪1罪のみが成立する（広島高判昭53・5・8）。

以上より、事例において、甲、乙は、強盗致傷罪（刑法240条前段）の共同正犯（刑法60条）としての刑責を負う。したがって、(3)が正しい。

8 告訴

正解 (2)

- (1) 誤り。刑事訴訟法237条1項は、「告訴は、公訴の提起があるまでこれを取り消すことができる。」と規定している。
- (2) 正しい。枝文のとおり（刑訴法238条1項、主観的不可分の原則）。
- (3) 誤り。被害者が死亡したときは、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹は、告訴をすることができる（刑訴法231条2項）。
- (4) 誤り。告訴は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしなければならない（刑訴法241条1項）。
- (5) 誤り。告訴期間については、刑事訴訟法235条1項が、「犯人を知った日から」6箇月と規定している。

9 検視

正解 (5)

- (1) 正しい。枝文のとおり（刑訴法229条1項）。
- (2) 正しい。枝文のとおり。司法警察員は検察官の補助者として検視するのではなく、その責任において代行するものである。
- (3) 正しい。枝文のとおり。
- (4) 正しい。枝文のとおり。
- (5) 誤り。死亡が犯罪によるとの疑いが生じた場合、速やかにその結果を検察官に報告し、司法検視に切り替え、検視調書を作成して撮影した写真等の資料とともに送付しなければならない（検視規則5条）。

10 準現行犯逮捕

正解 (4)

- (1) 正しい。枝文のとおり。

- (2) 正しい。枝文のとおり。間違いなく犯人であることの認定は、逮捕行為当時の具体的状況に基づいて、逮捕者自身によって行われなければならない。
- (3) 正しい。枝文のとおり。目撃者のような第三者でもよい。
- (4) 誤り。犯罪行為と直接関係のない身体の本来的特徴であるアザ・ホクロや被服の色・柄・型は、この要件に当たらない。
- (5) 正しい。枝文のとおり。誰何の主体には制限がない。